平成２７年（フ）第２８３６号
東京都足立区新田３丁目37―12―114
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８３７号
東京都足立区新田３丁目37―12―114
債務者　伊藤　節子
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８４６号
東京都大田区東六郷１丁目６－９
債務者　大島幸三郎
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８６５号
東京都町田市図師町602―８―303
債務者　津覇　和美
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８６６号
東京都足立区谷中４丁目９―21―302
債務者　佐藤千賀子
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８７３号
東京都世田谷区北烏山９丁目18―29―101
債務者　小沼　嘉孝
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８７４号
東京都あきる野市油平139―１―101、住民票上の住所東京都あきる野市牛沼493―31
債務者　大久保一希
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８７５号
東京都杉並区松ノ木１丁目13―20―203
債務者　坂井　宣之
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８７６号
東京都足立区西新井２丁目４―10―302
債務者　小林　梨紗
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７３７号
東京都足立区東綾瀬１丁目29―５―304
債務者　梅木　　歩（旧姓五日市）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７８６号
東京都大田区仲六郷１丁目28―18―102
債務者　森下　道子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６号
栃木県下野市医大前２丁目５番地５　ハイツマルイ206号室、前住所栃木県下野市薬師寺2980番地７
債務者　野口　　透
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第１９４０号
札幌市豊平区豊平３条７丁目１番15―201号
破産者　志茂　明彦
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６５号
札幌市白石区中央３条３丁目４番３―903号
破産者　久世　俊輔
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２５号
札幌市北区篠路８条４丁目４番24号　サンパーク木下203号
破産者　中野奈留美（旧姓齋藤）
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１２９号
北海道石狩市花川南１条２丁目275番地　ＭＥＺＯＮ　ＷＩＮＺＡＲ206号
破産者　山口　大輔
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１３９号
札幌市豊平区豊平３条12丁目１番14号　グランドバリュートヨヒラ206号
破産者　安田　直樹
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部